

令和5年度

財政援助団体等  
監査報告書

令和5年12月

小樽市監査委員

# 目 次

<b>指定管理者監査報告</b> . . . . .	1
(シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社)	
1 監査執行者 . . . . .	2
2 監査を実施した指定管理者及び実施期日等 . . . . .	2
3 監査対象業務等の範囲 . . . . .	2
4 監査の主眼及び実施方法 . . . . .	2
5 指定管理者の概要等及び監査の結果 . . . . .	2

# 指定管理者監査報告

## 1 監査執行者

監査委員 小林 優

監査委員 佐々木 秩

## 2 監査を実施した指定管理者及び実施期日等

指定管理者の 名称及び代表者	実施期日	公の施設	指定期間	主管部室課等
シダックス大新東ヒューマン サービス株式会社 代表取締役 山田 智治	令和5年11月22日	小樽市いなきた児童館 小樽市とみおか児童館 小樽市塩谷児童センター	令和4年4月1日 5 令和9年3月31日	こども未来部 放課後児童課

## 3 監査対象業務等の範囲

令和4年度及び令和5年度における公の施設の指定管理に係る管理運営業務及び経理関係事務

## 4 監査の主眼及び実施方法

監査は、公の施設の指定管理者として、小樽市と締結した「小樽市いなきた児童館、小樽市とみおか児童館、小樽市塩谷児童センターの管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）に基づき、その管理運営及び会計経理が適正に行われているかに重点を置きました。

監査に当たっては、あらかじめ指定管理者及び主管部課から事業計画書及び事業報告書などの資料の提出を求めるとともに、経理関係諸帳簿、預金通帳その他証書類について抽出により審査を行い、併せて関係者から説明を受け、その内容を確認する方法により実施しました。

## 5 指定管理者の概要等及び監査の結果

### ア 指定管理者の概要

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社（以下「シダックス大新東ヒューマンサービス」という。）は、昭和61年11月に設立され、学校、病院等の給食業務及び各種施設の総合管理業務などの事業を行っている法人で、令和4年度から公募により小樽市いなきた児童館、小樽市とみおか児童館及び小樽市塩谷児童センター（以下「児童館等」という。）の指定管理者に指定され、現在に至っています。

### イ 管理運営業務及び経理の状況

児童館等の管理運営業務としては、基本協定に従い、児童館等の利用承認などの運営業務や、建物・備品等の保守などの管理業務のほか、施設の利用促進を図るための自主事業を行っています。

小樽市は、基本協定に基づき年度ごとに「小樽市いなきた児童館、小樽市とみおか児童館、小樽市塩谷児童センターの管理費用に関する協定書」を締結し、管理費用として令和4年度は36,868千円を支出しており、令和5年度は37,075千円の支出を予定しています。

児童館等の経理事務は、シダックス大新東ヒューマンサービス本社の経理と一括して行われ、費用の支出については、北海道支店経理担当又はエリアマネージャーが関係諸帳簿等を整備し、小樽営業所長が確認した上で、本社に送付する体制で処理されてきました。また、基本協定で定める指定管理者の専用口座は開設されておらず、全てシダックス大新東ヒューマンサービス本社の口座で処理されてきました。

なお、収支の状況は次のとおりです。

令和4年度				令和5年度（9月末現在）			
収 入		支 出		収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円		千円		千円
管理費用	36,868	人件費	23,091	管理費用	18,698	人件費	10,727
		事務費	639			事務費	282
		管理費	12,021			管理費	7,253
		事業費	1,117			事業費	436
計	36,868	計	36,868	計	18,698	計	18,698

## ウ 施設の利用状況

利用者数の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	施設名	幼 児	小 学 生	中学生等	一 般	合 計
令和4年度	いなきた児童館	2,008	2,789	14	2,046	6,857
	とみおか児童館	853	1,708	30	1,169	3,760
	塩谷児童センター	152	3,464	66	666	4,348
令和5年度 (9月末現在)	いなきた児童館	955	813	0	877	2,645
	とみおか児童館	566	1,035	13	820	2,434
	塩谷児童センター	190	1,936	123	336	2,585

なお、利用者数の増に向けた取組として、移動ミニ動物園、オルゴール作成体験及び移動児童館などの自主事業が行われています。

## エ 監査の結果

基本協定に従い管理運営業務が適切に行われ、それに伴う会計経理においても関係諸帳簿等により適正に行われていましたが、出納事務においては、基本協定第44条第1項で規定する専用口座が開設されていないことから、適切な事務処理がされていないものと考えます。